



ブナリン



イワっぺ



アサヨちゃん

水道管の

凍結防止のお願い

冬期間は凍結による水道管の破裂が多く見受けられます。ご家庭ごとに、凍結・漏水防止への意識をもって、出来る限りの対策をお願いします。

- 漏水の確認方法
- ・水道メーターを確認できる方はメーター器のパイロットが異常な回り方をしていないか確認してください。
- その他
- ・メーターを確認できない場合は見える範囲で配管等に異常がないか確認してください。

・方が一、漏水があった場合は早急に町の給水指定業者に修繕を依頼してください。

・ご近所の留守宅で漏水を発見され、ご本人又は管理者と連絡がつかない場合は、農林建設課係までご連絡ください。

○問合せ先 農林建設課係
〈農林建設課〉
(Tel 82・5270)

コミュニティワゴン

貸し出し中止について

朝日振興センターで貸し出しを行っている「コミュニティワゴン」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため当分の間、貸し出しを中止します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○問合せ先 朝日振興センター
〈朝日振興センター〉
(Tel 84・2111)

三振興センターまつり等の中止について

本年3月に開催を予定しておりました次の事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたします。楽しみにされている皆さまには申し訳ございませんが、ご理解をお願いいたします。

○中止事業
・只見振興センターまつり
・朝日いいもの集めちゃった市
・明和公民館まつり
〈三地区振興センター〉

「空き家・空き地バンク」に登録しませんか？

売りたい・貸したい

- 登録の申込み
- 現地調査立ち合い
- バンク登録

空き家・空き地バンク

- ・物件情報の登録
- ・ホームページ等掲載
- ・物件紹介・見学案内
- ・連絡調整など

買いたい・借りたい

- 登録情報の閲覧
- 利用登録の申込み
- 現地見学
- 物件の利用申込み

※ 町では物件の紹介のみを行います。交渉・契約等に関する媒介行為は行いません。

まずはご相談を!! ※条件によってはご登録いただけない場合もございます。要件等につきましては別途お問い合わせください。

地域創生課 創生企画係 ☎0241-82-5220 ✉kikaku@town.tadami.lg.jp

みんなの伝言板

◆田島ドライビングスクールより

「高齢者講習・認知機能検査の自粛(当面の間の中断)」についてお知らせ

田島ドライビングスクールで実施しております高齢者の方の免許更新のための高齢者講習・認知機能検査は、新型コロナウイルス感染症の影響(クラスターの多数発生)のため、当面のあいだ自粛中断させていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、2月末日までの誕生日の方は免許証の有効期間の延長ができますので、南会津警察署において手続きをお願いいたします。

只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所(Tel 82-5240)へお問合せください。

求人者名	職種	賃金	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
特別養護老人ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	月額 148,900~ 181,100円	只見町長浜字久保田 11 電話:84-7110	交替制あり ①8:00~17:00 ②7:00~16:00 ③12:00~21:00 ④21:00~翌8:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (オートマチック限定可)
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月給 156,100~ 192,900円	只見町小林字七十苅 622-1 電話:86-2008	交替制あり ①7:00~16:00 ②9:00~18:00 ③11:00~20:00 ④16:00~翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (オートマチック限定可)
(株)コスモメディカルサポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月給 156,100~ 192,900円	只見町只見字原 707-1 電話:82-5006	交替制あり ①7:00~16:00 ②9:00~18:00 ③11:00~20:00 ④16:00~翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (オートマチック限定可)
	【正社員以外】 介護補助	時給 800~ 851円		交替制あり 8:00~18:00の間の5時間程度 ※勤務時間、日数は相談に応じます。	雇用 労災	特になし
(株)ニッコトラスト	【正社員以外】 清掃作業 4か月以上	時給 800円~	南会津町和泉田字 稲場 5510-1 電話:72-8577 就業場所: 田子倉電力所	交替制なし 7:30~11:30	雇用 ※労働日数により 加入 労災	普通自動車運転免許一種 (オートマチック限定可)
只見町介護老人保健施設 こぶし苑	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 6,590~ 8,550円	只見町長浜字唱平 31 電話:84-2101	交替制あり ①7:00~16:00 ②9:00~18:00 ③10:00~19:00 ④17:30~翌9:30 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (オートマチック限定可)
	【正社員以外】 看護員(臨時) 看護員(パート) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,040~ 8,280円 時給 880~ 1,035円		交替制なし 9:00~18:00 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生 ※パートは労働日数により加入	普通自動車運転免許一種 (オートマチック限定可) 看護師または 准看護師免許
特別養護老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 臨時調理職員 雇用期間の定めあり 4か月以上 令和3年3月~	日額 6,590~ 8,280円	只見町長浜字久保田 1 電話:84-7550	交替制あり ①6:00~15:00 ②10:00~19:30 ③6:00~10:00 ④15:30~19:30 ※パート勤務可	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (オートマチック限定可)

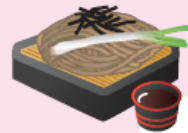
就活! 未来にプラス
自分の未来に
プラスの仕事と会社を
見つけよう。



苦難を乗り越えた
「はやぶさ2」のように、
どんな逆境でも挑戦を続ける
企業がたくさんあります。



満足できる結果をめざして
就活の第1歩を踏み出そう!



ふくしま就職ガイダンス

ふるさと・福島県には
積極的に働き方改革に取り組み、
成長著しい魅力的な企業が数多くあります。



しっかり考えて見つけよう!!
自分の未来に
プラスの仕事と会社。



県内最大規模
300社
参加

直接会える!! どこからでも会える!!

合同企業説明会 (参加無料/事前予約制)

対象

- 2022年3月に大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等卒業(修了)予定の方
- 2019年3月以降に大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等卒業(修了)した方

東京会場 参加事業所 60社

日時/2021年3月2日(火) 13:00~16:00

会場/サンシャインシティ 文化会館ビル4F
展示ホールB (東京都豊島区池袋)

ふるさと福島就職情報センターの「出張相談会」も
実施します!!

問合せ先

事務局(一般社団法人キャリア支援機構)
TEL 024-941-1711
Mail f-turn@career-shienkikou.com



福島会場 参加事業所 180社

日時/2021年3月8日(月) 10:30~17:15

第1部 10:30~12:30 (54社)
第2部 13:00~15:00 (72社)
第3部 15:15~17:15 (54社)

会場/ビッグバレットふくしま 多目的展示ホール
(福島県郡山市)

問合せ先

福島労働局 職業安定課
TEL 024-529-5396



オンライン 参加事業所 60社

日時/2021年3月3日(水)~7日(日) 10:30~15:30

会場/オンライン

顔出し不要!! チャット利用可!!
リアルタイムでどんどん質問してね!!

問合せ先

福島県商工労働部雇用労政課
TEL 024-521-7290
Mail koyourousei@pref.fukushima.lg.jp



就活生を応援!!「コロナ禍に負けない!今年の就活の
ポイント」(事前セミナー)をオンラインで開催します。
詳細は申込後にお知らせします!!

- 主催 厚生労働省福島労働局/福島県
- 後援 アカデミア・コンソーシアムふくしま/福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会/福島県中小企業団体中央会
福島県経営者協会連合会/福島県中小企業家同友会/東京労働局

公売のお知らせ

次により公売を行ないますので、希望者はお申込ください。公売品を確認したい場合は地域創生課までお問合せください。

○公売するもの 軽水力発電装置一式 1台

公売品名	内訳明細	製造年
軽水力発電装置一式 (単機システム160Wモデル) ※動作未確認	<ul style="list-style-type: none"> 軽水力発電機 (Cappa+++) コンバーター (AC - DC 変換配電) インバーター (DC - AC INV 制御) バッテリー Box 吊り下げ設置ユニット 接続ケーブル 待機充電ユニット 	平成26年

○公売日時 令和3年2月12日(金) 午後1時30分~

○公売方法 競争入札

○参加資格

原則として、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次の各号に該当する者は、公売に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令167条の4第1項の規定に該当する者。なお、同条第2項の規定に該当すると認められる者にあつては、その事実があった後3年を経過していない者
- (2) 只見町暴力団排除条例(平成24年条例第6号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団密接関係者
- (3) 法人にあつては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団密接関係者

○入札会場 只見町役場町下庁舎 2階応接室

○申込先 只見町役場 地域創生課創生企画係

申込書を持参又はFAXにて提出してください。(Fax0241-82-2117)

○申込期限 令和3年2月5日(金) 午後5時

○公売条件

①移動・再設置等(運搬・装置設置等)は落札者自ら行うこととし、それに伴う費用は落札者の負担となります。

②公売品は、現状(※動作未確認)、使用操作説明なしでの引き渡しとなります。故障や部品欠如などあった場合も修繕等はいたしませんので、公売品の状態確認をご検討ください。

③落札された公売品は令和3年2月26日(金)までに引取りをお願いいたします。

○その他

申込期限までに申し込みのない方は、入札会に参加できません。

入札会において最高入札金額かつ予定価格以上の金額の入札書を提出された方が落札者となります。入札金額には消費税相当額を含めた金額を記載してください。なお、一度で落札者が決定しない場合は、その場で再入札を行います。

町ホームページには写真付きで記載してありますので、ご覧ください。

○問合せ先 地域創生課創生企画係 (Tel 82-5220)

〈地域創生課〉



みんなの伝言板

◆田島税務署より「令和2年分確定申告」のご案内

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成・送信することができます。作成した申告書は印刷して郵送等で提出することもできます。
- 電子申告 (e-Tax) は、マイナンバーカードを使ってパソコンやスマートフォン等から送信することができます。まだマイナンバーカードを取得していない場合は、税務署にお問い合わせください。
- 確定申告書作成会場をご利用になる場合
と き 2月1日(月)～3月15日(月) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く
と ころ 田島税務署1階会議室(南会津町田島字寺前甲2939-2)
- その他注意事項
 - ・入場には「入場整理券」が必要です。配付方法の詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。
 - ・「入場整理券」の配付を終了した場合等には、後日のご来場をお願いすることもあります。
 - ・マスク着用、手指消毒、入場時の検温等をお願いします。咳・発熱等の症状がある又は体調のすぐれない場合については、後日のご来場をお願いします。
 - ・マイナンバーの記載等をお願いします。ご来場の際は、マイナンバーカード(又は通知カード及び運転免許証等の身元確認書類)をご持参ください。
- 問合せ先 田島税務署 (Tel 62-1230) ※自動音声案内

◆只見町内利用商品券「ただみ元気応援券」の使用期限について

- 「ただみ元気応援券」の使用期限は、2月15日(月)までとなっております。忘れずに期限までのご使用をお願いします。食料品や理容・美容代、ガソリン・灯油の支払い等、様々なものに使用可能ですので、ぜひご使用ください。
- 問合せ先 只見町商工会 (Tel 82-2380)

◆財務省福島財務事務所より「出前講座」のご案内

- 財務省福島財務事務所では、小学生から高齢者の皆さまに向け、金融や国の財政などをテーマに出前講座を行っております。
- 費用は一切かかりませんので、お気軽にお問い合わせください。
- 問合せ先 財務省福島財務事務所 総務課 (Tel 024-535-0301)

令和3年2月 朝日診療所 総合診療科 外来診療予定表

予約による診療です。前日までに予約してお越しください。新型コロナウイルス感染症対応のため、発熱・風邪等の症状がある方は、受診前に必ず電話相談してください。来所される際はマスクの着用をお願いします。

電話予約受付時間 午後1時30分～午後3時 (休診日をのぞく月～金)
電話予約受付専用番号 0241-84-2200

※急患のときは(夜間や休日のときも) まず、0241-84-2221(代)にお電話を。

※南会津病院の外来・新規入院が休止している間、夜間の急患対応いたします。

なお、南会津病院の外来・新規入院が再開された場合、次の時間帯は

夜間の急患対応をお休みしますのでご了承ください。

平日:午後8時～翌日午前9時 土日祝:午後5時～翌日午前9時

	1(月)		2(火)		3(水)		4(木)		5(金)		6(土)	7(日)
	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	休診	
午前	森	若山	森	星	森	若山	若山	会津医療センター 応援医師	若山	森		
午後	-	若山	森	星	森	若山	森	会津医療センター 応援医師	-	若山		
			夕方外来	若山								
	8(月)		9(火)		10(水)		11(木)		12(金)		13(土)	14(日)
	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	休診		指名予約	急患対応	休診	
午前	森	若山	森	星	森	若山	休診		若山	森		
午後	-	若山	森	星	森	若山	休診		-	若山		
			夕方外来	若山								
	15(月)		16(火)		17(水)		18(木)		19(金)		20(土)	21(日)
	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	休診	
午前	森	若山	若山	星	森	若山	若山	会津医療センター 応援医師	若山	森		
午後	-	若山	森	星	森	若山	森	会津医療センター 応援医師	-	若山		
			夕方外来	若山								
	22(月)		23(火)		24(水)		25(木)		26(金)		27(土)	28(日)
	指名予約	急患対応	休診		指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	休診	
午前	森	若山	休診		森	若山	若山	会津医療センター 応援医師	若山	森		
午後	-	若山	休診		森	若山	森	会津医療センター 応援医師	-	若山		

令和3年 町民税・県民税の申告相談について

- 所得税の申告相談（確定申告）もあわせて行います。
- 対象地区で申告できない方は、対象地区が全町の朝日・明和・只見振興センターが申告相談会場の際に申告ください。
- 申告受付の税務係職員は各会場に出かけますので、役場庁舎ではできませんので、各会場で申告されるようにご協力をお願いします。

◎申告をしなければならない方

- 令和3年1月1日現在、只見町に住所があり、
令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に次のような収入のあった方。
- ・営業、農業、地代・家賃、配当、譲渡、満期返戻金などの収入のあった方。
 - ・給与や賃金、報酬などを2ヶ所以上から受けている方。
 - ・給与所得者で年末調整をされていない方。
 - ・年金を2ヶ所以上から受給されている方。
 - ・年金受給者（昭和31年1月1日以前生まれ：65歳以上）で収入額110万円以上。
 - ・年金受給者（昭和31年1月2日以後生まれ：65歳未満）で収入額60万円以上。
- ※ただし、収入のない方でも、国民健康保険に加入している方、並びに障害年金（短期）受給者、国民年金保険料免除申請、後期高齢者医療保険、介護保険などで、所得証明が必要な場合がありますので、できるだけ申告するようにして下さい。

◎申告期間・申告会場

- ・期間と会場は日程表のとおりです。
- ・税務署から通知のあった方は、税務署へ直接提出されるか、通知書を申告会場へ持参してください。

◎申告にお持ちいただくもの

- 印鑑
- 収入がわかるもの
（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、保険等の支払通知書など）
- 営業、農業、不動産の所得のある人は、収入支出のわかるもの
（※経費の領収書等は科目ごとに集計・整理して持参下さい）
- 各種所得控除を受けられる場合は
 - ・社会保険料控除・・・国民年金の控除証明書、後期高齢や介護保険料などの領収書
 - ・生命保険料控除・・・控除証明書
 - ・地震保険料控除・・・控除証明書
 - ・障害者控除・・・障害者手帳または控除認定書等
 - ・医療費控除・・・領収書等（※医療を受けた人、病院ごとに整理して下さい）
 - ・セルフメディケーション税制・・・①予防接種等の領収書（原本）又は健康診断書の結果通知書の写し等
②対象医薬品購入の領収書等

- ◎マイナンバー制度導入に伴い、申告書に、マイナンバーの記載が必要になります。申告相談会場にお越しの際は、次の書類をご持参ください。
 - ・マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード。
 - ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたはマイナンバー入りの住民票と、運転免許証または被保険者証など本人確認ができる書類を一つ。

次に該当する方は、収入や支出の分かる精算販売通知等・領収書や納入通知書・契約書・証明書等により収支内訳を整理し申告会場においでください。（資料を持参してください。）

※ 平成26年1月から個人の白色申告の方で、農業や事業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が義務化されています。該当する方は、申告会場に帳簿をご持参ください。

◆ 農業収入のある方（農地を耕作し作物を作っている方）

申告には 収入金額の書類（JA販売精算通知書・生産者別検査結果通知書（米屋）等・庭先販売書・家事消費（保有米）・事業消費（贈答用）の数量、金額・自家用野菜の作付面積等）や 経費の書類（育苗費、肥料費、農薬費、燃料光熱水費等の領収書等）とそれらをまとめた書類を整理し持参ください。

◆ 営業収入のある方（商店・食堂・理容・美容・大工・左官・板金業などの収入）

仕入れや売上・必要経費の明細書や給与の支払書などから収支内訳書を作成し持参ください。

◆ 譲渡収入のある方（土地や家屋などの売買による収入）

領収書や譲渡金額が分かる書類を持参ください。

◆ 不動産収入のある方（土地や家屋などの貸付けによる収入）

農業経営をされておらずに、農地を貸して受領した小作料も不動産収入になります。契約書や領収書を持参ください。（米など現物で受け取った場合も対象になりますので、受取った数量がわかるようにしてください。）

◆ 山林収入のある方（山林の伐採や売買による収入）

領収書や収入金額が分かる書類を持参ください。

◆ その他の収入のある方（耕賃収入、分配金、配当金、契約に基づく年金などの収入）

収入・支出の明細書から収支内訳書を作成し根拠資料を持参ください。

※ 町民税・県民税の計算方法

均等割と所得割を合算したものが税額となります。

- ① 均等割 町民税 3,500円 県民税 2,500円
（※1）県民税均等割の額には、森林環境税 1,000円が含まれています。
（※2）町・県民税均等割の額には、震災復興財源確保法の特例による加算額としてそれぞれ500円が含まれています。
なお特例の期間は2014～2023年度の10年間です。
- ② 所得割 $収入金額 - 必要経費 = 所得金額$
 $所得金額 - 所得控除額（別表のとおり） = 課税所得金額$
 $課税所得金額 \times 税率（町民税6\%、県民税4\%） = 税額$

※平成27年4月より寄付金のワンストップ特例制度が開始されました。この制度は確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄付先が5自治体以内であれば確定申告が不要となる制度です。ワンストップ特例制度を受けるためには各寄付先の自治体に申請書の提出が必要となります。

所得税・住民税の所得控除一覧表【R3】

税目	所得税	住民税																																																																																								
控除項目	「損害金額－保険金などで補填される金額」＝「A」の金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① 「A」の金額－（総所得金額等の合計額×10%） ② 「A」の金額のうち災害関連支出の金額－5万円																																																																																									
1. 雑損控除	「損害金額－保険金などで補填される金額」＝「A」の金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① 「A」の金額－（総所得金額等の合計額×10%） ② 「A」の金額のうち災害関連支出の金額－5万円																																																																																									
2. 医療費控除 (3と選択適用)	（支払った医療費の額－保険金などで補填される金額）－（10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額） （最高限度額 200万円）																																																																																									
3. セルフメディケーション税制 (2と選択適用)	支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金などで補填される金額－12,000円 （最高限度額 88,000円） ※一定の取組（予防接種等）が確認できる書類（領収書等）も必要となります。																																																																																									
4. 社会保険料控除	支 払 っ た 金 額 の 全 額																																																																																									
5. 小規模企業共済掛金等控除	支 払 っ た 金 額 の 全 額																																																																																									
6. 生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約） <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料が25,000円まではその金額 ・25,000円～50,000円までの保険料×1/2+12,500円 ・50,000円～100,000円までの保険料×1/4+25,000円 ・100,001円以上は一律 50,000円 ※個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 ○平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約） <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料が20,000円まではその金額 ・20,000円～40,000円までの保険料×1/2+10,000円 ・40,000円～80,000円までの保険料×1/4+20,000円 ・80,001円以上は一律 40,000円 ※介護医療保険料・個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 <p>(注)各保険料控除の合計適用限度額は120,000円 (注)一般生命保険料・個人年金保険料について新契約・旧契約の両方について控除適用の場合は40,000円が限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約） <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料が15,000円まではその金額 ・15,000円～40,000円までの保険料×1/2+7,500円 ・40,000円～70,000円までの保険料×1/4+17,500円 ・70,001円以上は一律 35,000円 ※個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 ○平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約） <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料が12,000円まではその金額 ・12,000円～32,000円までの保険料×1/2+6,000円 ・32,000円～56,000円までの保険料×1/4+14,000円 ・56,001円以上は一律 28,000円 ※介護医療保険料・個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 <p>(注)各保険料控除の合計適用限度額は70,000円 (注)一般生命保険料・個人年金保険料について新契約・旧契約の両方について控除適用の場合は28,000円が限度</p>																																																																																								
7. 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ①地震保険 <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料 最高 50,000円 ②旧長期保険（平成18年12月31日までに契約したもの） <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料10,000円まではその金額 ・10,001円～20,000円までの保険料×1/2+5,000円 ・20,001円以上は一律 15,000円 ◎両方ある場合 ①+②の額 最高限度額 50,000円 なお、1枚の証明書で両方ある場合は合算できません。 <p>対象となる寄附金（合計で2,000円を超えるもの） ①国又は地方公共団体に対する寄附金 （東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる） ②日本赤十字社などの公益社団法人に対する寄附金 ③社会福祉法人などの特定公益増進法人に対する寄附金 その他、認定NPO法人や政治活動に関する寄附金など ※寄付金の受領書を持参してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①地震保険 <ul style="list-style-type: none"> ・50,000円までの保険料×1/2 ・50,000円以上は一律 25,000円 ②旧長期保険（平成18年12月31日までに契約したもの） <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料5,000円まではその金額 ・5,001円～15,000円までの保険料×1/2+2,500円 ・15,001円以上は一律 10,000円 ◎両方ある場合 ①+②の額 最高限度額 25,000円 なお、1枚の証明書で両方ある場合は合算できません。 <p>対象となる寄附金（合計で2,000円を超えるもの） ①地方公共団体に対する寄附金 （東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる） ②日本赤十字社福島支部、福島県共同募金会に対する寄附金 ③社会福祉協議会等の条例で指定する団体に対する寄附金 ※寄付金の受領書を持参してください。</p>																																																																																								
8. 寄付金控除	<ul style="list-style-type: none"> ①国又は地方公共団体に対する寄附金 （東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる） ②日本赤十字社などの公益社団法人に対する寄附金 ③社会福祉法人などの特定公益増進法人に対する寄附金 その他、認定NPO法人や政治活動に関する寄附金など ※寄付金の受領書を持参してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体に対する寄附金 （東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる） ②日本赤十字社福島支部、福島県共同募金会に対する寄附金 ③社会福祉協議会等の条例で指定する団体に対する寄附金 ※寄付金の受領書を持参してください。 																																																																																								
9. 障害者控除	270,000円（一般の障害者） 400,000円（特別障害者） 750,000円（同居特別障害者）	260,000円（一般の障害者） 300,000円（特別障害者） 530,000円（同居特別障害者）																																																																																								
10. ひとり親控除	350,000円（本人の合計所得500万円以下で未婚、離別、死別で子の扶養有）	300,000円（本人の合計所得500万円以下で未婚、離別、死別で子の扶養有）																																																																																								
11. 寡婦控除	270,000円（本人の合計所得500万円以下で離別、死別で子以外 の扶養有又は死別で扶養無）	260,000円（本人の合計所得500万円以下で離別、死別で子以外 の扶養有又は死別で扶養無）																																																																																								
12. 勤労学生控除	270,000円	260,000円																																																																																								
13. 配偶者控除 (合計所得金額 48万円以下)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人の合計所得額</th> <th>一般控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>380,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>260,000円</td> <td>320,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>130,000円</td> <td>130,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得額		一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	380,000円	380,000円	480,000円	900万円超 950万円以下	260,000円	260,000円	320,000円	950万円超 1,000万円以下	130,000円	130,000円	160,000円	1,000万円超	0円	0円	0円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人の合計所得額</th> <th>一般控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>330,000円</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>220,000円</td> <td>220,000円</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>110,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得額		一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	330,000円	330,000円	380,000円	900万円超 950万円以下	220,000円	220,000円	280,000円	950万円超 1,000万円以下	110,000円	110,000円	130,000円	1,000万円超	0円	0円	0円																																																
本人の合計所得額		一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																							
900万円以下	380,000円	380,000円	480,000円																																																																																							
900万円超 950万円以下	260,000円	260,000円	320,000円																																																																																							
950万円超 1,000万円以下	130,000円	130,000円	160,000円																																																																																							
1,000万円超	0円	0円	0円																																																																																							
本人の合計所得額		一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																							
900万円以下	330,000円	330,000円	380,000円																																																																																							
900万円超 950万円以下	220,000円	220,000円	280,000円																																																																																							
950万円超 1,000万円以下	110,000円	110,000円	130,000円																																																																																							
1,000万円超	0円	0円	0円																																																																																							
14. 配偶者特別控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人の合計所得額</th> <th colspan="2">本人の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>950万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>330,000円</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>360,000円</td> <td>310,000円</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>260,000円</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>210,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>160,000円</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得額		本人の合計所得額		900万円以下	950万円超 1000万円以下	900万円以下	950万円超	48万円超 95万円以下	380,000円	330,000円	380,000円	95万円超 100万円以下	360,000円	310,000円	360,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	260,000円	310,000円	105万円超 110万円以下	260,000円	210,000円	260,000円	110万円超 115万円以下	210,000円	160,000円	210,000円	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	160,000円	120万円超 125万円以下	110,000円	60,000円	110,000円	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	60,000円	130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	30,000円	133万円超	0円	0円	0円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人の合計所得額</th> <th colspan="2">本人の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>950万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>220,000円</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>170,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>120,000円</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>70,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>20,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>0円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>0円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得額		本人の合計所得額		900万円以下	950万円超 1000万円以下	900万円以下	950万円超	48万円超 100万円以下	310,000円	220,000円	270,000円	100万円超 105万円以下	260,000円	170,000円	220,000円	105万円超 110万円以下	210,000円	120,000円	170,000円	110万円超 115万円以下	160,000円	70,000円	120,000円	115万円超 120万円以下	110,000円	20,000円	70,000円	120万円超 125万円以下	60,000円	0円	20,000円	125万円超 130万円以下	30,000円	0円	10,000円	130万円超 133万円以下	0円	0円	0円
本人の合計所得額		本人の合計所得額																																																																																								
900万円以下	950万円超 1000万円以下	900万円以下	950万円超																																																																																							
48万円超 95万円以下	380,000円	330,000円	380,000円																																																																																							
95万円超 100万円以下	360,000円	310,000円	360,000円																																																																																							
100万円超 105万円以下	310,000円	260,000円	310,000円																																																																																							
105万円超 110万円以下	260,000円	210,000円	260,000円																																																																																							
110万円超 115万円以下	210,000円	160,000円	210,000円																																																																																							
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	160,000円																																																																																							
120万円超 125万円以下	110,000円	60,000円	110,000円																																																																																							
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	60,000円																																																																																							
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	30,000円																																																																																							
133万円超	0円	0円	0円																																																																																							
本人の合計所得額		本人の合計所得額																																																																																								
900万円以下	950万円超 1000万円以下	900万円以下	950万円超																																																																																							
48万円超 100万円以下	310,000円	220,000円	270,000円																																																																																							
100万円超 105万円以下	260,000円	170,000円	220,000円																																																																																							
105万円超 110万円以下	210,000円	120,000円	170,000円																																																																																							
110万円超 115万円以下	160,000円	70,000円	120,000円																																																																																							
115万円超 120万円以下	110,000円	20,000円	70,000円																																																																																							
120万円超 125万円以下	60,000円	0円	20,000円																																																																																							
125万円超 130万円以下	30,000円	0円	10,000円																																																																																							
130万円超 133万円以下	0円	0円	0円																																																																																							
15. 扶養控除 (合計所得金額 48万円以下)	380,000円（一般の控除対象扶養親族：16～18歳、23～69歳） 630,000円（特定の扶養親族：19～22歳） 480,000円（老人扶養：70歳以上） 580,000円（同居老親等：70歳以上）	330,000円（一般の控除対象扶養親族：16～18歳、23～69歳） 450,000円（特定の扶養親族：19歳～22歳） 380,000円（老人扶養：70歳以上） 450,000円（同居老親等：70歳以上）																																																																																								
16. 基礎控除	480,000円（合計所得額2400万円以下） 320,000円（合計所得額2400万円超 2450万円以下） 160,000円（合計所得額2450万円超 2500万円以下）	430,000円（合計所得額2400万円以下） 290,000円（合計所得額2400万円超 2450万円以下） 150,000円（合計所得額2450万円超 2500万円以下）																																																																																								
17. 白色事業 専従者控除	専従者一人につき次のいずれか少ない額を控除する。 ② 配偶者 860,000円、配偶者以外 500,000円 ③ （事業所得金額）÷（専従者の数+1）																																																																																									

（所得税法及び地方税法の改正により変更になる場合があります。）

令和3年 町県民税申告相談日程表 (2月8日～3月15日)

日 程			相 談 時 間	対 象 地 区	会 場	会場電話	日 程			相 談 時 間	対 象 地 区	会 場	会場電話
月	日	曜					月	日	曜				
2 月	8	月	9:30～11:30	宮 原	蒲生集会施設	82-2248	2	26	金	9:30～11:30	蓮 の 原	朝日振興センター	84-2111
			13:30～15:30	居 平・久 保						13:30～15:30	町		
	9	火	9:30～11:30	叶 津	八木沢集会施設		3 月	1	月	9:30～11:30	黒谷沖・根木屋	朝日振興センター	84-2111
			13:30～15:30	八木沢・入叶津						13:30～15:30	上福井・沢口		
	10	水	9:30～11:30	黒 沢	黒沢集会施設	82-2258		2	火	9:30～11:30	二 軒 在 家	二軒在家集会施設	86-2910
			13:30～15:30	塩沢、十島、寄岩	塩沢集会施設					13:30～15:30	塩 ノ 岐	塩ノ岐集会施設	86-2826
	12	金	9:30～11:00	宮 沢	宮沢集会施設	82-3134		3	水	9:30～11:30	上下前田、上平、鳥居田	小林集会施設	86-2001
			13:30～15:30	上 町	只見振興センター	82-2141				13:30～15:30	上川原、上下照岡、七十丸、外出、戸石		
	15	月	9:30～11:30	宮 前・館ノ川	只見振興センター	82-2141		4	木	9:30～11:30	沖	梁取集会施設	86-2805
			13:30～15:30	只 見 沖						13:30～15:30	御 東・大 田		
	16	火	9:30～11:30	新 屋 敷	只見振興センター	82-2141		5	金	9:30～11:30	上田、前沢口、沢ノ目、広田面	大倉集会施設	86-2808
			13:30～15:30	新 町						13:30～15:30	窪田、前田、中地、田向、礼堂		
	17	水	9:30～11:30	原	只見振興センター	82-2141		6	土	9:30～15:00	朝日地区・全町	朝日振興センター	84-2111
			13:30～15:30	田 中						8月	9:30～11:30	原、仲村、篠輪、仲田	坂田生活改善センター
	18	木	9:30～11:30	榑戸(上ミ方以外)	榑戸集会施設	82-2807		8	月		13:30～15:30	大坪、山下、仮安	
			13:30～15:30	上ミ方、荒井原、肘折						9	火	9:30～11:30	大久保～向班
	19	金	9:30～11:30	上 村	小川集会施設	84-2806		9	火			13:30～15:30	浮島～大田・夕沢班
			13:30～15:30	下 村・関 野						10	水	9:30～15:00	明和地区・全町
	22	月	9:30～11:00	黒 谷 入	黒谷入集会施設	84-2941		11	木			9:30～15:00	只見地区・全町
13:30～15:30			下 福 井	下福井集会施設	84-2808	12				金	9:30～15:00	全 町	只見振興センター
24	水	9:30～11:30	居 廻・荒 島	長浜集会施設	84-2600			15	月		9:30～11:30	全 町	只見振興センター
		13:30～15:30	長浜(居廻以外)			25	木			9:30～11:30	熊 倉	亀岡集会施設	
13:30～15:30	亀 岡・深 沢												

※来場の際には、必ずマスクを着用してお越してください。
 ※体温が37.5℃以上ある方は、来場をお控えください。

※同一会場で複数地区の申告相談を行う場合は、相談時間に注意して下さい。

※全町対象の各振興センターについて、12時～13時は相談時間外となります。

家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる場合は、以下の点にご注意ください。

ご本人は外出を避けてください。ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などには行かないようにしてください。

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる場合には、同居されているご家族は以下の8点にご注意ください（詳しくは、一般社団法人日本環境感染症学会とりまとめをご参照ください）。

1. 部屋を分けましょう

個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

2. 感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で。

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが、感染が疑われる家族のお世話をするのは避けてください。

3. マスクをつけましょう

使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）。マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換してください。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆いましょう。

4. こまめに手を洗いましょう

こまめに石鹸で手を洗いましょう。アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

5. 換気をしましょう

風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

6. 手で触れる共有部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。

※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように調整してください。トイレや洗面所は、通常の家計用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染が疑われる家族の使用したものを分けて洗う必要はありません。洗浄前のものを共有しないようにしてください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

7. 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

※糞便からウイルスが検出されることがあります。

8. ゴミは密閉して捨てましょう

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに手を石鹸で洗いましょう。

(参考)【一般社団法人日本環境感染学会ホームページ】

<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikou.pdf>

<出典>厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ&A）より

発熱などの心配な症状がでたら

発熱等の症状がある場合、まずは電話で、かかりつけ医や身近な医療機関へご相談ください。どこに相談していいか分からない方や夜間・休日に急に症状が悪化した場合は「受診・相談センター」にご相談ください。

相 談 先

「 受 診 ・ 相 談 セ ン タ ー 」

0 1 2 0 - 5 6 7 - 7 4 7

耳の不自由な方は FAX でご連絡ください

0 2 4 - 5 2 1 - 7 9 2 6

相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で、基礎疾患の症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まず、かかりつけ医等に電話でご相談ください。